

平成30年6月定例会の結果

1 陳情書 2 資料（陳情文書表）

1 陳情書

陳情番号	件名	結果
陳情第4号	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書	不採択
陳情第5号	「若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」提出の陳情書	不採択
陳情第6号	地方消費者行政に対する財政措置（交付金等）の継続・拡充に関する陳情	採択
陳情第7号	生活保護基準額の引き下げに係る影響緩和への取り組みに関する陳情	不採択

2 資料（陳情文書表）

陳情第4号

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書

陳情者 静岡市駿河区稲川2-2-1 セキスイハイムビルディング7階
静岡県労働組合評議会
議長 林 克
静岡市駿河区稲川2-2-1 セキスイハイムビルディング7階
静岡県評パート臨時労組連絡会
代表 鈴木洋子

[陳情趣旨]

日頃より、地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることへ敬意を表します。

私達は、静岡県労働組合評議会（以下県評）と、その専門部会である県評パート臨時労組連絡会です。ナショナルセンターを全国労働組合総連合（略称:全労連）とし、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げの実現をめざして産業別労働組合と地域労働組合で構成されています。

県評では、以前より非正規雇用における労働問題に着目し、パート臨時労組連絡会を中心に、「同一労働・同一賃金」「均等待遇」を求めて運動してまいりました。中でも、「最低賃金の引き上げ」を運動の中心としております。

本県の最低賃金は、昨年 25 円引き上がり 832 円になりました。しかしこの金額は、全国平均時間給（加重平均 848 円）を 9 年連続で下回っています。2015 年に県評が中心となって実施した、「静岡県最低生計費試算」による 25 歳単身男性の最低生計費・時給換算 1,419 円からしても低い水準です。同じように実施された首都圏の最低生計費試算では時給 1,392 円であり、他県の結果をみても最低生計費は 1,400 円内外であり、最低生計費に地域差がないことが証明されています。最低生計費を賄うべき最低賃金にも差をつけないことが必要です。

また、県内では、人口の転出超過が北海道に次いでワースト 2 位となって以降、人口流出が止まらない実態は地方自治体に大きな波紋を広げています。この要因のひとつに、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者の低賃金、近隣の大都市圏との賃金格差が挙げられます。静岡県の東隣・神奈川県は最低賃金は 956 円となり、静岡県とは 124 円の差があります。これは、一日 8 時間働いたとして、日額 992 円、月額 21,551 円（労働時間 173.8 時間）、年収では 258,612 円もの差があります。この差が労働者の県外への人口流出の要因となっていることは明確です。

そして、労働者が県内に定着しないことによって地元の企業が疲弊し、事業承継に困難をきたしています。このままでは、地場産業の衰退は火を見るよりも明らかです。伝統ある地場産業、地元で根ざした事業を振興させるためにも、生活できる賃金を保障する「最低賃金」の大幅な引き上げが急務の課題です。

2010 年 6 月の政労使雇用戦略対話による「最低賃金は、できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ 2020 年までに全国平均 1,000 円を目指す」を早急に実現していく必要があります。

さらに、最低賃金引き上げには、中小零細企業への対策も不可欠です。中小企業への賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の中小企業支援予算を増額すると共に、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるルールを確立していく必要があります。

以上の理由で、「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」を国の関係機関へ提出して頂けるよう陳情書を提出します。

[陳情項目]

1. 国は、最低賃金法を見直し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
2. 国は、最低賃金の大幅引き上げに取り組むこと。
3. 国は、中小企業の支援策を拡充すること。

以上の内容を骨子とする意見書を国の関係機関へ提出願います。

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

「最低賃金は」、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で大変重要な役割を担っています。最低賃金を大幅に引き上げることは、労働者の「質」を高め、企業の生産性を向上させ、地域経済が活性化されます。

現在、非正規雇用労働者は労働者全体の約4割を占め、その多くが若者と女性で占められ、フルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況で、経済的自立や結婚もおぼつかない状況は、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹を揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になります。

本県の最低賃金は、昨年10月に時間給832円に改定されました。これは、全国平均時間給（加重平均）848円を9年連続で下回っています。通常の労働者と同じ時間数働いた場合、月額144,601円（労働時間173.8時間）と著しく低いものです。これは、地方から大都市への人口流出の要因にもなっています。

そこで、国においては最低賃金の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること。欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立すること。最低賃金引き上げの為に中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるようルールを確立させることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 最低賃金法を見直し、全国一律最低賃金を確立すること。
2. 最低賃金の大幅な引き上げに取り組むこと。
3. 中小企業の支援策を拡充すること。

平成30年 月 日

内閣総理大臣	安倍晋三	殿
厚生労働大臣	加藤勝信	殿
衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿

陳情第 5 号

「若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」提出の陳情書

陳情者 静岡市駿河区谷田 6-7
全日本年金者組合静岡支部
支部長 新井昭寛
静岡市清水区高橋 4-16-4
全日本年金者組合清水支部
支部長 佐藤利保

[陳情趣旨]

貴職に置かれましては、静岡市民の生活向上と福祉増進のためにご尽力されておられることに敬意を表します。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全で健康な生活ができるようお願い、とりわけ生活に欠かせない主要な収入として年金の確保をめざして運動しています。

さて、厚生労働省は、2018年度の公的年金支給額を2017年度と同額に据え置くと発表しました(資料1)。物価変動率が0.5%、賃金変動率が-0.4%のためだとしています。これは年金の実質的な減額であり年金受給者、とりわけ低年金者の生活実態をさらに厳しくするものであります。

年金は2012年の年金改正法により、2013年10月から特例水準の解消を理由に1%引き下げられて以来、2018年度までの5年間で物価は4.3%上がったにもかかわらず、年金額は0.9%下がっています(資料2)。また、重大なことはマクロ経済スライドによる2018年度のスライド調整率は-0.3%で、来年度以降にキャリアオーバーされること、さらに2021年4月からは物価が上がっても下がっても、賃金変動がそれよりも低ければ賃金に合わせて年金も引き下げるルールが導入されました。

年金の実質的低下は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療・介護保険料等の負担増のもとで、高齢者・年金生活者にとってはトリプルパンチとなり、生きる糧の食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状況をもたらし、憲法で保障された生存権さえ脅かします。

いま静岡市の高齢者人口(65歳以上)は206,823人、29.7%(2017.12.31 静岡市ホームページ)で、静岡市の市民総所得2.5兆円に占める年金総額は2,871億円で、その率は11.5%(平成26年度)になっています。「年金」はそのほとんどが消費に回ることから地域経済にとって重要な位置を占めていて、地域の購買力の低下は、静岡市の財政にも大きな影響を与えるでしょう。

年金の減額は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性など「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題です。安定した、安心の年金制度の確立にとって必要なことは、若者はじめ、労働者の正規雇用化、最低賃金の大幅引き上げと全国一律化であり、現在と将来の生活に明るい見通しを示すことです。こうしてこそ、経済の好循環が始まります。

私たち年金者組合は、高齢者だけでなくだれもが安心・安全・健康で長生きでき、地域とつながり、街づくりに貢献できることを願っています。

つきましては、年金問題にかかわる下記事項について、地方自治法第 99 条にもとづき、国会または政府関係省庁に「若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」を送付されるよう陳情いたします。

〔陳情項目〕

1. 年金の支給は、生活サイクルに合わせて隔月支給を毎月支給に改めること。
2. 「マクロ経済スライド」を廃止すること。
3. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
4. 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）

厚生労働省は 2018 年度の公的年金支給額を 2017 年度と同額に据え置くと発表しました。物価変動率が 0.5%、賃金変動率が -0.4% のためだとしています。これは年金の実質的な減額であり年金受給者、とりわけ低年金者の生活実態をさらに厳しくするものであります。

年金は、2012 年の年金改正法により、特例水準の解消として 2013 年 10 月から 1% 引き下げられて以来、2018 年度までの 5 年間で、物価は 4.3% 上がりましたが、年金額は 0.9% 下がっています。また、重大なことはマクロ経済スライドによる 2018 年度のスライド調整率は -0.3% で、来年度以降にキャリアオーバーされること、さらに 2021 年 4 月からは物価が上がっても下がっても、賃金変動がそれよりも低ければ賃金に合わせて年金も引き下げるルールが導入されました。

このように度重なる年金の実質的低下は、予定される消費税増税、また物価上昇や社会保障費等の負担増のもとで、高齢者・年金生活者に深刻な状況をもたらし、同時にマクロ経済スライドをはじめ、これからも際限なく年金の減額が行われれば、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性など「将来の年金生活者」にとっても大変深刻な問題となります。

年金は、そのほとんどが消費に回ることから地域経済にとって重要な位置を占めていて、静岡市の財政にも大きな影響を与えることが懸念されるところです。

国は憲法第 25 条第 2 項で「すべての生活部面において、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上、増進に努める」義務を負っています。また、国民年金法では「憲法第 25 条第 2 項の規定に立って国民生活の安定が損なわれることを、国民の共同連帯によって防止し、国民生活の維持、向上に寄与する」としています。そのためには安定した、安心の年金制度を確立し、若者をはじめ、労働者の正規雇用化、最低賃金の大幅引き上げと全国一律化で、現在と将来の生活に明るい見通しを示すことが求められます。こうしてこそ、経済の好循環が始まります。

よって、国におかれましては、国民のいのちとくらしを守り、人間としての尊厳を守る年金制度の確立に向けて、一層の施策の実施が図られるよう強く要望します。

記

1. 年金の支給は、生活サイクルに合わせて隔月支給を毎月支給に改めること。
2. 「マクロ経済スライド」を廃止すること。
3. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
4. 年金支給開始年齢はこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

平成 30 年 月

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

陳情第 6 号

地方消費者行政に対する財政措置（交付金等）の継続・拡充に関する陳情

陳情者 静岡市駿河区森下町 1 - 30 サンコウビル 3 B

静岡県弁護士会 櫻田 和也

（同会消費者問題委員会副委員長・静岡市消費生活相談業務助言弁護士）

〔陳情趣旨〕

静岡市における消費者行政は、県との協力・役割分担の下、高度専門的な相談対応、消費者相談に携わる職員・相談員の支援・研修体制の強化、消費者教育の推進事業、事業者への指導等、広きにわたります。加えて、平成 24 年 12 月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、消費生活センター、教育委員会その他の関係機関相互の緊密な連携のもとに、区域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定し実施する責務があり、施策についての計画を定めるよう努めなければならないと規定されております。そのため、静岡市においても、消費者教育に関する市の取り組みを体系的に整理され、総合的かつ一体的に推進するために「静岡市消費者教育推進計画」が策定されています。

地方消費者行政は、これまで国の地方消費者行政活性化交付金や地方消費者行政推進交付金を有効活用して、消費者行政の取り組みの充実・強化が図られてきました。

インターネットの普及や高齢化の進展など、社会情勢の変化を背景として消費者問題が複雑化・多様化する中、成年年齢引き下げを控えての若年層への消費者教育の充実、増加する高齢者被害に対処するための消費者安全確保地域協議会の設置等、地方自治体に取り組むべき課題は山積しています。

しかし、この交付金措置が平成 29 年度にて一区切りを迎えるなど、国による従来の交付金の活用期限が段階的に到来する中、地方自治体における消費者行政の取組の後退が懸念されています。

また、地方自治体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方自治体に自主的な財源確保を求めるだけでなく、恒久的な財政支援を行う必要があります。

そのため、貴議会に対しまして下記事項を要望申し上げます。

〔陳情項目〕

貴議会におかれまして、地方自治法第 99 条の規定に基づき、国に対して、以下の事項を要請する意見書を採択・執行されること。なお、意見書の案を添付いたしますので、ご参照いただけますと幸いです。

1. 現行の地方消費者行政強化交付金の継続・拡充はもとより、我が国全体の利益に資する取組については、恒久的な財政支援を行うこと。
2. 地方自治体における消費生活相談員等の専門人材や消費者行政を担当する職員を確保

するための支援を行うとともに、その資質向上のための研修を充実させるなど、体制強化に向けた施策を講じること。

地方自治体における消費者行政の充実・強化についての意見書（案）

インターネットの普及や高齢化の進展など、社会情勢の変化を背景として消費者問題が複雑化・多様化する中、地方自治体の消費者行政の取組は、これまで国による地方消費者行政活性化交付金・地方消費者行政推進交付金を活用しながらその充実・強化が図られてきました。

しかし、この交付金措置が平成 29 年度にて一区切りを迎えるなど、国による従来の交付金の活用期限が段階的に到来する中、地方自治体における消費者行政の取組の後退が懸念されています。

地方自治体が行う行政処分や国への重大事故情報の提供などは、その地域における消費者被害の防止や悪質事業者対策のみならず、我が国全体の利益に資するものであることを踏まえると、国は、地方自治体に自主的な財源確保を求めるだけでなく、恒久的な財政支援を行う必要があります。

加えて、若い世代への消費者教育の展開や、高齢者等の消費者被害を防止するための消費者安全確保地域協議会の設置など、新たな課題に対応する必要性が強まっていますが、地方自治体では消費者行政を担当する職員はほとんど増えていません。消費者の安全・安心な暮らしを確保するためには、消費生活相談員などの専門人材の確保や担当する職員の資質の向上等の体制強化が重要です。

よって、国においては、地方消費者行政の充実・強化を図るため、下記の措置を講じられるよう、要望します。

記

1. 現行の地方消費者行政強化交付金の継続・拡充はもとより、我が国全体の利益に資する取組については、恒久的な財政支援を行うこと。
2. 地方自治体における消費生活相談員等の専門人材や消費者行政を担当する職員を確保するための支援を行うとともに、その資質向上のための研修を充実させるなど、体制強化に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

陳情第7号

生活保護基準額の引き下げに係る影響緩和への取り組みに関する陳情

陳情者 静岡県富士市天間 1585 番地
静岡県精神保健福祉士協会
会長 澤野文彦
静岡市葵区駿府町 1-70
一般社団法人静岡県社会福祉士会
会長 山本たつ子
静岡市葵区北番町 23 番地
静岡県医療ソーシャルワーカー協会
会長 中村 敬

[陳情趣旨]

昨年 12 月、厚生労働省では、前回の生活保護基準の段階的引き下げに引き続き、来年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。

生活保護基準額の引き下げが行われますと、生活保護利用者の生活水準が著しく低下するのではないかと、ひいては生活保護利用者の自立を支えている教育・労働・福祉・介護・医療が経済的事情から利用しにくくなるのではないかなど、重大な影響が懸念されます。

日頃の静岡市政において静岡市民からの声をしっかりと受け止めていただき、日本国憲法第 25 条の理念が空洞化することのないよう、下記の点についてご対応くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

[陳情項目]

1. 生活保護利用者の生活状況の変化を正確に把握するような策を講じてください。
2. 静岡市内行政機関の相談窓口において、審査なしに生活保護申請の受理を拒否するような、いわゆる「水際作戦」など、生活保護の適正な利用を妨げる対応が行われないように、必要な役割を果たしてください。
3. 静岡市民窓口に届けられた静岡市民からの声や静岡市政における取り組みを通して、今回の生活保護基準額の引き下げ措置がもたらした静岡市民生活への影響については、国へ率直に報告するようにしてください。
4. 生活保護世帯の生活が「健康で文化的な水準」を下回ることを防ぐこと、生活実態を十分に把握した生活保護基準を設定することについて、国に対して要望してください。